

# 労働安全衛生ニュース No.6(2015年5月26日号)

発行：フード連合(労働局)

厚生労働省よりフード連合へ、

「ストレスチェック制度に係る関係省令、告示及び指針の制定について」周知依頼あり！

厚生労働省は4月15日に、平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律(以下、改正労働安全衛生法)により、新たに設けられた「ストレスチェック制度」(※)の具体的な内容や運用方法を定めた省令(労働安全衛生規則の一部改正)を交付するとともに、告示、指針(心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針)を定めました。

※ストレスチェック制度…労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)や、検査結果に基づく医師による面接指導の実施などを義務付ける制度(従業員50人未満の事業場は制度の施行後、当分の間努力義務)。平成27年12月1日から施行となる。

今後、厚生労働省が12月1日の施行に向けて具体的な運用方法等周知をしていくなかで、フード連合に対しても周知依頼要請が届きましたので情報提供致します。

## 【省令、告示、指針のポイント】

### <省令>

ストレスチェックの実施頻度、検査すべき3つの領域、ストレスチェックの実施者となれる者、結果の記録の作成・保存方法、一定規模の集団ごとの集計・分析、ストレスチェック結果に基づく医師による面接指導の実施方法、労働基準監督署への実施状況に関する定期報告などについて定めています。

### <告示>

ストレスチェックの実施者となれる者のうち、看護師、精神保健福祉士が修了すべき厚生労働大臣が定める研修の科目、時間を定めています。

### <指針>

衛生委員会の役割、ストレスチェックに用いる調査票、高ストレス者の選定方法、結果の通知方法と通知後の対応、面接指導結果に基づく就業上の措置に関する留意事項、集団ごとの集計・分析結果の活用方法、労働者に対する不利益取扱いの防止、労働者の健康情報の保護などについて定めています。

※上記の省令、告示、指針の具体的な内容等の詳細はフード連合HPに掲載しています。

ご不明な点は労働局までお問い合わせください。

フード連合HP 労働局ページ

<http://www.jfu.or.jp/action/roudou.htm>